

岩美町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年4月10日(水) 午後1時25分～午後2時37分

2. 開催場所 岩美町役場 ミーティング室

3. 出席委員

●農業委員9人

会	長	山	本	淳(14番)
委	員	1番	田	中一行
		2番	小	西由子
		3番	山	本一美
		8番	賀	山圭子
		9番	飯	野幸義
		10番	奥	山昌一
		12番	大	森正良
		13番	福	石幸生

●農地利用最適化推進委員5人

15番	土	師	信義
16番	上	田	芳夫
17番	岸	本	彰
18番	中	野	広正
20番	藪	田	俊博

4. 欠席委員(6人)

4番	米	村	進司
5番	藪	内	孝博
6番	上	根	慶万
7番	谷	口	貴文
11番	澤		大篤
19番	宮	本	裕澄

5. 議事日程

日程第1 開会

日程第2 会長あいさつ

日程第3 議事録署名委員の決定

8番 賀山圭子

9番 飯野幸義

日程第4 報告事項

①前総会(3月11日)のてんまつ

②公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る農地転用について

日程第5 議事

①議案第1号 農地法の適用を受けない土地の認定について

②議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による農地の権利移動の許可について

③議案第 3 号 令和 6 年度農用地利用集積等促進計画第 1 号について

④議案第 4 号 令和 6 年度最適化活動の目標の設定等の決定について

日程第 6 その他

①遊休農地解消に向けた委員活動ききとりシートについて

②令和 6 年度農業関係の主要事業について

③農業委員会だより 197 号配布

④農業委員会活動記録セット配布

6. 農業委員会事務局職員

事 務 局 長	杉 本 征 訓
局 長 補 佐	前 田 悟 史
主 任	松 本 享 子

事務局	ただいまから令和6年度第1回総会を開催いたします。 総会の成立でございますが、出席委員は14名中9名でございます。岩美町農業委員会会議規則第6条による定足数に達しておりますので、総会の成立を報告させていただきます。 欠席5人と言いましたけど、4番の米村委員、5番の藪内委員、6番の上根委員、7番の谷口委員、11番の澤委員、また推進委員の宮本委員のほうから欠席する旨の連絡がございましたので、ご報告させていただきます。
事務局	それでは、会長から挨拶よろしく願いいたします。
会 長	こんにちは。 今日は天気はいいですけども、先ほども皆さんと話してたんですけども、周期的に雨が降って、なかなか水田のほうの耕うんがスムーズにできないような状態で、いい天候になるのを待っておる状態ですけども、今年も天候に恵まれてと願っておるところであります。 委員会の活動ですけども、今年度、6年度に目標地図をつくるということになっておりますので、協力してつくっていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。いずれにしても、現況の地図は事務局のほうでつくりますので、その図面を基に、将来あるべき姿を農業委員会のほうで素案をつくってということになります。その作業を今年一年かけてやりたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。
事務局	それでは、議長につきましては、岩美町農業委員会会議規則第4条の規定によりまして、会長が議長を務めることとなっておりますので、会長、以後議長をよろしくお願いいたします。
議 長	それでは、議事のほうに入らせていただきますが、議事録署名人ですけども、いつものとおり私のほうで指名させていただいてよろしいでしょうか。 (異議なし)
議 長	8番の賀山委員さんと9番の飯野委員さんをお願いします。

議 長

それでは、報告事項に入らせていただきます。

前総会のでんまつ、それから公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る農地の転用報告についてと2件、事務局のほう、説明をお願いします。

事務局

では、まず報告事項です。

3ページをご覧ください。

3月11日に行われました前総会のでんまつについてご説明いたします。

1点目、耕作放棄地に係る非農地判断ということで、浦富地区の106筆の土地が非農地か否かについてお諮りし、非農地とお認めいただきました。税務課、鳥取県の東部農林事務所等各所へ通知しておりまして、所有者が確定している96筆については3月14日付で土地の所有者へ通知するとともに、税務課を通じて法務局へ登記地目変更依頼を送付しております。

2点目、農用地利用集積等促進計画第10号ということで、29件82筆の申出についてお諮りし、ご意見ございませんでしたので、意見なしという形で3月12日付で町に回答しております。

続きまして、4ページをご覧ください。

公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る農地転用についてご説明いたします。

1件の届出を受理しております。岩美町代替バス運送事業に伴う農地転用報告がございました。浦富の*****の畑です。369平米のうち0.16平米を町営バス牧谷口停留所、いわゆるバス停の標識を設置するものでございます。

場所につきましては、資料1のほうの紫色の箇所になります。

2ページのほうには、その筆のうち転用する部分を黒で表示しております。

届出者は岩美町長で、転用期間は令和6年3月16日からとなっております。

また、バス停が不要になった場合には、転用した区域を農地に復元し、地権者の確認を得ると記してございます。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。

皆さんのほうで何か質問がありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議 長	ないようですので、議事のほうに入らせていただきます。
議 長	第 1 号議案について、事務局のほうの説明をお願いします。
事務局	それでは、総会資料のレジメの 5 ページをお開き願います。 議案第 1 号「農地法の適用を受けない土地の認定について」でございます。 下記のとおり非農地証明申請書を受理しましたので、申請の土地は現況が農地法に規定する農地以外の土地であることの認定を求めるものでございます。 それでは、説明のほうは事務局からさせていただきます。
事務局	今回、1 件 1 筆の非農地証明申請が提出され、受理しております。 申請者は、院内の*****さんです。 別紙資料 2 をご覧ください。 まず、申請地は大字院内*****、登記地目は田で現況は原野となっております。面積は 6 8 平米です。昭和 5 8 年の砂防工事より、少なくともそこよりは耕作していないということで、4 3 年が経過し、雑草や雑木が生えており、今後、農地として復旧する見込みがない農地になります。証明は飯野委員さんにいただいております。 資料 2 の 1 ページ、見にくいですがけれども、院内*****と書いてあるところの近くに紫のところがあるんですけど、そこが申請地になります。 2 ページのほうに現況の写真をつけております。雑草等、あと木もちょっと生えているような様子が見えていただけるかと思います。 説明は以上です。
議 長	非農地の証明の事務局の説明が終わりました。 担当委員のほうから何かご意見がありましたらお願いします。
9 番	砂防工事で深い水路になっておりますので、その土を上げたらしいみたいに感じましたが、何も使っとらんということで、そのままになっております。
議 長	説明が終わりました。 質疑のほうに入らせていただきますが、質問がある方お願いします。

	(質問、意見なし)
議 長	では、ないようですので、採決のほうをさせていただきます。 第 1 号議案に賛成の方の挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	ありがとうございました。全員賛成でございました。
議 長	それでは、第 2 号議案のほうに入らせていただきます。 事務局のほう、説明をお願いします。
事務局	それでは、6 ページをお開き願います。 議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による農地の権利移動の許可について」でございます。 農地法第 3 条の規定による農地の権利移動について、下記のとおり許可申請書を受理しましたので、許可について採択を求めるものでございます。 それでは、事務局のほうから説明いたします。
事務局	では、今回 2 件 2 筆の申請を受理しております。 まず、1 件目について説明をいたします。 申請地は、大字陸上****、面積が 5 4 2 平米、登記地目は田となっております。申請者は、譲受人が大阪府大阪市****さん。譲渡しが京都府精華町****さんです。申請者は空き家バンクを通じて陸上の家を購入されておりまして、5 月には住所異動されると聞いておりましたが、改めて確認したところ、既に旦那さんのほうは住所異動されていらっしゃるそうです。夏頃までは家のリフォームをしながら 2 拠点生活をして、夏頃に完全に移住される予定であるとのこと。権利の内容は、売買による所有権移転となっております。 場所につきましては、資料 3 の 2 ページをご覧ください。 塗り潰し部分が今回の申請地となっております。 資料のほうの 1 ページ、許可要件につきましては、全部効率要件に記載しております農業用機械、耕運機 1 台につきましては、必要に応じて町内にお住まいの親族から借りる予定ということです。農作業の経験はございませんが、岩美町内の親族に手伝ってもらいながら、教えてもらいながらされるということです。住居は申請地から徒歩 1 分ほどの距離でありまし

て、草刈りや水路掃除、地域への会合への参加等を行うということで、農地法、農業委員会が定める基準に適合することを確認しております。

また、（２）申請地の現状及び今後の予定についてですが、申請地は地目は田となっているんですけれども現況は畑でして、これまで畑として利用されており、引渡し後も同様に畑として利用することを予定しているため、周辺農地に影響を及ぼすことはありません。作付作物としては、タマネギ、トマト、ハーブなどを考えておられるということです。

続きまして、２件目についてご説明いたします。

資料４をご覧ください。

申請地は、大字牧谷****、面積が４４６平米でございます。登記地目は田です。申請者は、譲受人が牧谷の****さん、譲渡し人が伯耆町の****さんで、権利の内容は売買による所有権移転となっております。この農地は、公共事業のほうで一時転用していた土地ですけれども、３月末に県のほうから返還になって、一応現地のほうの確認も地権者さんにしていたというのを聞いております。

場所については資料の２の２ページで、塗り潰し部分が今回の申請地で、緑のところが****さんの農地になっています。

資料２の１ページの許可要件につきましては、全部効率要件や常時従事要件等の農業委員会が定める基準に適合していることを確認しました。****さん自身は、田んぼを今までから作っていらっしゃるということです。

申請地の現状及び今後の予定についてですけれども、申請地の周辺の田を譲受人が所有しておられまして、また水稻作付している圃場の、ご自身が作付している圃場の近くでありまして、譲受け後は同じように水稻を作付予定のため、周辺農地に影響を及ぼすことはないと考えております。

まず、売買価格が全体で****円ということで、１０アール当たり約****円となっております。

説明は以上です。

議長

説明が終わりました。

まず、１つずつ行きましょうか。１番の陸上の３条についての質問を受けします。

議長

担当の委員さんの一言をお願いしたいんですが。

２番

先月の農業委員会の後で現地調査をしてきました。特に問題はなかったと判断いたします。現状畑として利用されておられて、引き続き引渡し後もしていただけるということで、いい傾向かなと思っております。

以上です。

議 長	では、説明が終わりましたので、質問のほうを受けたいと思いますが、ありませんか。 (質問、意見なし)
議 長	それでは、ないようですので、番号１番の陸上の３条について賛成の方の挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	ありがとうございました。全員賛成でございました。 それでは、２番のほうの牧谷の３条について、皆さんのほうのご意見をお聞きしたいと思います。質疑よろしいでしょうか。 (質問、意見なし)
議 長	ないようですので、採決のほうをさせていただきます。 ２番の牧谷の３条の案件について、賛成の方の挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	ありがとうございました。皆さん賛成をしていただきました。
議 長	それでは、第３号議案のほうに入らせていただきます。 事務局のほう、説明をお願いします。
事務局	それでは、資料７ページのほうをお開き願います。 議案第３号「令和６年度農用地利用集積等促進計画第１号について」でございます。 農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画の案について岩美町長より協議がありましたので、委員会の意見を求めるものでございます。よろしく願いいたします。
事務局	では、議案の８ページから１３ページに農用地利用集積等促進計画の案を載せております。各地区の図面につきましては、資料５をご覧ください

い。

今回の計画案につきましては、ほぼ更新のものとなっております。新規につきましては相対から移行する3筆でして、再設定が3筆となっております。利用権の設定をする農用地につきましては、賃借権によるものが117筆17万7,560平米で、使用貸借によるものが11筆9,978平米でございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

議 長

それでは、1番の*****の利用集積促進計画についてご意見ありましたらお願いします。ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、1番の*****の促進計画に賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成でした。

それでは、2番の*****の促進計画についてご意見を求めます。
ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、採決をさせていただきます。

2番の*****の促進計画について賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。皆さん賛成していただきました。

それでは、7番の*****の促進計画についてご意見がありましたら。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、採決させていただきます。

7番の*****の促進計画について賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。

9 番の*****の集積促進計画についてご意見ありましたら。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、*****の促進計画に賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成です。

それでは、6 番に戻りますけれども、*****さんの促進計画についてご意見ございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、*****さんの促進計画に賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成です。

それでは、出席されてる方の促進計画が終わりましたんで、その他のところへ入らせていただきます。

3 番の*****、4 番の*****さん、5 番の*****、8 番の*****さん、10 番の*****、11 番の*****さん、12 番の*****さん、13 番の*****さん、14 番の*****さん、15 番の*****さん、17 番の*****さん、18 番の*****さん、19 番の*****さん、20 番の*****さん、21 番の*****さん、22 番の*****さん、23 番の*****さんを一括して審議のほうに入らせていただきたいと思います。

ご意見がある方、お願いします。

よろしいですか。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、採決をさせていただきます。

今先ほど申しました皆さん方の促進計画に賛成の方の挙手をお願いします。

	(全員挙手)
議 長	ありがとうございました。皆さん賛成でありました。
議 長	第４号議案のほうに入らせていただきます。 事務局のほうの説明をお願いします。
事務局	それでは、最初の１４ページをお開き願います。 議案第４号「令和６年度最適化活動の目標の設定等の決定について」で ございます。 令和６年度最適化活動の目標の設定等について、委員会の決定を求める ものでございます。 事務局より説明いたします。
事務局	では、資料６をご覧ください。 令和６年度最適化活動の目標の設定等の決定についてご説明いたしま す。 令和４年度から最適化活動に特化した目標を立てて活動をしていただい ているところですが、今年度も同じように設定をさせていただきたい と思います。 大きく農業委員会の全体項目と各委員さん、各地区の目標に分かれてお ります。全体の構成としましては、成果目標と、それから活動目標に分か れておりまして、成果目標は農地の集積、それから遊休農地の解消、新規 参入の促進の３本柱に分かれています。また、活動目標につきましては、 委員の活動日数、活動強化月間、新規参入相談会といった項目で構成され ております。これらの項目を基に、最適化活動の目標について、農業委員 会全体のものと、それから担当地区ごとのものを作成しております。 資料の１ページにつきましては、農業委員会及び農地等の４月１日時点 の状況ということで、説明のほうは割愛させていただきます。 ２ページ目ですが、最適化活動の目標のうち成果目標ということで、ま ず（１）農地の集積について。 現状としましては、農地面積が昨年度より１０ヘクタール減少し８５２ ヘクタール、集積面積が昨年度より１４ヘクタール増加し３６０ヘクタール となっております。これにより、集積率が４３．３％で、対前年比２ ２．２ポイントアップとなっております。課題のほうは昨年度から変更は ありません。 資料６です。

続いて、目標につきましては、令和3年に町のほうで策定した農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に定められた集積率で、令和10年度までに66%を集積するというものが最終目標です。こちらを達成するために、令和6年度は現在の農地面積の66%を5年で割った39ヘクタールを新規集積面積の目標としています。そうしますと、今年度末の集積率は47.9%が目標となります。

(2) 遊休農地の解消です。

令和5年度の利用状況調査を踏まえての1号遊休農地の面積は15ヘクタール。そのうち、緑区分で草刈り等を行うことにより直ちに耕作することが可能な農地が10ヘクタール、黄色区分で基盤整備事業の実施などが条件になるものが5ヘクタールとなっています。課題のほうは昨年度から変更ありません。

続いて、目標についてですが、遊休農地については3つの目標の項目がありまして、緑区分の解消、黄色区分の解消、新規発生遊休農地の解消に分かれます。緑区分の解消につきましては、1ヘクタールが解消目標面積となり、昨年度と数値の変更はございません。黄色区分の解消については、解消するための工程表を策定することとなっており、その方針としましては中間管理機構保有農地再生活用事業等の制度活用による遊休農地の解消としております。今年度、工程表を策定したいと思っております。3の新規発生遊休農地の解消について、解消目標値は3ヘクタールとなっております。

(3) の新規参入の促進です。

まず、現状について、令和3年から5年度の新規参入者は、経営体、数値ともゼロとなっております。目標につきましては、令和元年度から3年度の権利移動の面積の平均から算出した目標値で0.6ヘクタールとなっております。昨年度と同じ数値となっております。

2の最適化活動の活動目標ということで、(1)推進委員等が最適化活動を行う目標日数は1人当たり月6日となっております。こちらは、昨年度同様、年度末に達成度を数値で評価することになりますけれども、その際の最低ラインの活動日数が月6日以上となっております。これは年間の活動日数から月平均を出した日数です。

(2) 活動強化月間につきましては、昨年度同様、利用意向調査の戸別訪問の際に併せて担い手に遊休農地を貸すことについてご周知いただければと思っております。

(3) の新規参入の相談会につきましては、基本的には農林係がメインで受けている就農相談ですけれども、この相談会の際に立会いが可能なときに農業委員さんにも立ち会ってもらおうという形で実施していきたいと思っております。

	以上が農業委員会全体の目標になります。 次に、担当地区ごとの目標を4ページにつけております。これを担当地区の人数で割ったものが各委員さんの目標面積となりますけれども、地区の委員さん全体で担当地区の目標を達成していただくよう取組をお願いいたします。年度末か、また次年度の当初になるかと思えますけれども、1年間を振り返って活動実績、成果実績について自ら点検、評価を行っていただくようになります。 なお、1年間の活動内容を振り返って自由に書いていただくシートを別途ご用意しておりますので、後ほどその案件の中でご説明をさせていただきますと思います。 目標については以上です。
議 長	説明が終わりました。 皆さんのほうでご意見ありましたらお願いします。 よろしいでしょうか。 (質問、意見なし)
議 長	目標達成、頑張っていきましょうということですので、よろしくお願いします。 最適化活動の目標について賛成の方の挙手をお願いします。 (多数挙手)
議 長	ありがとうございます。賛成多数で可決されました。頑張りましょう。 それでは、以上で予定しております議案のほうは終わりました。
議 長	それでは、その他のほうに入らせていただきます。 それでは、事務局のほうで、その他のほう、お願いします。
事務局	①遊休農地解消に向けた委員活動ききとりシートについて ②令和6年度農業関係の主要事業について ③農業委員会だより197号配布 ④農業委員会活動記録セット配布
議 長	事務局のその他の説明は終わったようではありますが、皆さんのほうで何

かありましたら。

(発言なし)

議 長

それでは、ないようですので、今日の総会を終了させていただきます。
来月の総会は、13日13時30分からで。
以上です。どうもありがとうございました。